

# 施設利用料を一部助成

合唱や舞踊、演劇などの文化活動をしている団体が、日ごろの練習の成果を発表する際、市でその施設使用料の一部を助成します。これは市民会館の廃止に伴い、発表の場を確保することが困難になっている市内の文化芸術団体の活動を支援するために行うものです。



## ■対象団体

鴨川市内に活動拠点を置き、文化芸術活動を主たる目的とし、かつ鴨川市の文化芸術活動の向上に寄与すると認められる団体

## ■対象事業

合唱・合奏・舞踊や演劇などの舞台発表

## ■対象施設

△市内の場合 使用する床面積が400平方メートル以上の民間施設

△市外の場合 館山市、南房総市、鋸南町、勝浦市、大多喜町、富津市、君津市に所在する、収容人数が200人以上の有料公共文化施設

## ■助成額

発表会等の開催に要する施設使用料や、舞台設備費の合計額の2分の1（上限20万円）

<詳しくはこちらまで> 生涯学習課文化振興係（郷土資料館）

TEL 04(7093)3800



## 芸術・文化活動を応援します